

各人権課題の現状と課題、施策の方向性

2. 女性の人権

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 ()内の数値は平成24年度の数値

1. 女性の人権問題について関心がある人の割合 84.7% (80.9%) (17項目中、5番目の高さ)
2. 過去5年間に人権侵害をされたと回答した割合 女性 19.5% (28.7%) 男性 14.6% (20.9%)
3. 女性の人権についての考え

設問	賛成	反対
①「女のくせに」などというのは、言葉の暴力だと思う	<u>79.3% (—)</u>	15.1% (—)
②性的な冗談も、時には職場の潤滑油になる	19.3% (22.5%)	<u>73.3% (69.6%)</u>
③男は仕事を持ち、女はやはり家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい	24.2% (31.1%)	<u>70.1% (60.5%)</u>
④昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむをえない	25.9% (33.5%)	<u>66.8% (59.2%)</u>

- ・網掛けのほうが、女性の人権を守ろうとする立場に立つ回答
- ・積極的回答の割合にはそれほど大きな差はありませんが、②の言葉によるハラスメントに対するほうが、③「性別役割分担」や④の「職場の待遇差」より積極的回答がやや多くなっています。性別では、女性に積極的回答が多く、年齢別では、70歳以上の積極的回答の割合が他の年代層より低くなっています。

平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果 (抜粋)

1. 女性に関することで、人権上、特に問題があると思われることについて (回答は3つまで)
 - ①女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること 35.6%
 - ②男女の性別による固定的な意識(「男は仕事、女は家庭」など) 34.8%
 - ③昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い 30.6%
 - ④女性の社会進出のための支援制度の不備 25.2%
 - ⑤痴漢やわいせつ行為などの性犯罪 20.1%
 - ⑥ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など) 14.9%
 - ⑦セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ) 14.4%
 - ⑧女性が政策や方針などの決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ないなど) 14.0%
 - ⑨マタニティ・ハラスメント(職場での妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いなど) 12.7%
 - ⑩ストーカー行為 11.7%
 - ⑪売春・買春、援助交際 6.8%
 - ⑫アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化など 6.4%

国・県の主な動向

- ①国 第5次男女共同参画基本計画の策定 (R3年度からR7年度まで)
- ②県 第4次兵庫県男女共同参画計画の策定 (R3年度からR7年度まで) [策定中]
- ③国 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行 (H27.9月)
- ④国 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行 (H30.5月)
- ⑤国 改正 働き方改革関連法の施行 (H31.4月)
- ⑥国 改正 女性活躍・パワハラ規正法(関連五法)の施行 (R2.4月)

丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進
- ②FMラジオ、広報紙による啓発
- ③第3次丹波市男女共同計画の策定 (H30.3月)
- ④丹波市男女共同参画推進条例の施行 (H31.4月)
- ⑤男女共同参画センターの開設 (R1.10月)
- ⑥男女共同参画講演会の開催 (6月)
- ⑦女性のためのチャレンジ相談の開催 (R2年度 3回 再就職、起業、地域活動などの相談)
- ⑧女性のための悩み相談の実施 (月2回)
- ⑨第2次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画の策定 (H30.3月)
- ⑩配偶者暴力相談支援センターの開設 (R2.4月)
- ⑪女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)に関する啓発や講座の実施
- ⑫DV被害者の安全確保・自立支援へ取組

丹波市の主な数値等

- ①固定的性別役割分担に「反対」と考える人の割合(R2調査) 71.4%
- ②男女の地位の平等感(R1年度) 男性の方が優遇されている 69.2% 平等になっている 8.0%
- ③丹波市の女性登用率(R2年度) 審議会委員 29.1% 女性管理職 13.2%
- ④女性のための悩み相談への相談件数(R1.11月~R2.3月) 19件
- ⑤DV相談件数(R1年度) 24人

主な課題と施策の方向性

- ①女性の人権を尊重する意識を高める必要がある。
 - ⇒ 女性の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消する必要がある。
 - ⇒ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発の推進
- ③地域や職場などへの女性の参画を進める必要がある。
 - ⇒ あらゆる分野への女性の参画に向けた教育・啓発の推進
- ④DV、性犯罪・性暴力等、女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者の支援をする必要がある。
 - ⇒ DV等の根絶に向けた教育・啓発の推進、若者を対象とする予防教育・啓発、配偶者暴力相談支援センターを拠点とした相談支援体制の充実
- ⑤職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどを防止する必要がある。
 - ⇒ 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進
- ⑥女性が働きながら安心して子育てできる環境整備や子育て支援をする必要がある。
 - ⇒ 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑦女性が抱える悩みや問題の解決に向けた支援が必要である。
 - ⇒ 女性に対する相談・支援体制の充実
- ⑧生涯を通じた女性の健康支援が必要である。
 - ⇒ 生涯にわたる健康の包括的な支援
- ⑧様々な困難や課題を抱える女性への支援が必要である。
 - ⇒ 就労や社会的自立に繋がる支援